

令和7年度

中小企業等の水素ステーション導入支援事業における 資格取得支援 手引き

目次

1. 事業概要
2. 支援対象者
3. 支援対象経費
4. 支援額
5. 申請手続き
6. 申請に必要な書類
7. 申請から交付までの流れ
8. 注意事項
9. よくある質問
10. お問い合わせ先・書類提出先

1. 事業概要

1-1 事業概要

東京都では、中小企業等の水素ステーション導入を促進するため、高圧ガス製造保安責任者の資格取得を支援しています。本事業は、水素ステーションの安全な運営に必要な人材育成を図ることを目的としています。

1-2 実施機関

主 催：東京都産業労働局

実施機関：公益財団法人東京都環境公社

1-3 対象資格

高圧ガス製造保安責任者[乙種化学／乙種機械／丙種化学（液石）（特別）]

1-4 対象講習会

令和7年度3月31日までに高圧ガス保安協会が実施する法定資格講習

「高圧ガス保安責任者講習（冷凍以外）」

2. 支援対象者

2.1 支援対象となる方

以下のすべての条件を満たす方が対象となります

【基本要件】

- 都内に登記簿上の本店又は支店等を有する中小企業者等の経営者及び従業員
- または都内に住所を有する学生

【従事要件（いずれかに該当）】

- 現在、水素ステーションに勤務している方
- 水素ステーションの整備・運営を検討している方
- 水素ステーションに勤務・配属の予定がある方

【資格要件】

- 講習会を受講し、検定に合格した方

2. 支援対象者

2.2 支援対象とならない方

以下に該当する方は支援対象外となります

- 同一年度において本支援を既に受けている方
- 国、地方自治体その他の団体等から本支援と同様の支援を受けている方
- 過去に税金の滞納がある方
- 刑事上の処分を受けている方
- その他、社会通念上適切でないと認められる方

3. 支援対象経費

3.1 支援対象となる経費

以下の経費が支援対象となります

【講習会受講料】

- 高圧ガス保安協会が実施する講習会の受講料

【必須テキスト代金】

- 高圧ガス保安法規集
- 中級高圧ガス保安技術（乙種）
- 初級高圧ガス保安技術（丙種）

3.2 支援対象とならない経費

以下の経費は支援対象外です：

- 振込手数料その他の事務手数料
- その他本支援の目的に合致しないと公社が認める経費

4. 支援額

支援額は、資格区分により以下のとおりです。

資格区分	受講料	必須テキスト代金	支援金額上限
乙種化学	24,200円	9,560円	33,760円
乙種機械	24,200円	9,560円	33,760円
丙種化学（液石）	24,200円	8,070円	32,270円
丙種化学（特別）	24,200円	8,180円	32,380円

※支援金額は、上記上限額又は実支出額のいずれか低い金額となります。

5. 申請手続き

5.1 申請期限

検定日の前日までに申請書類を提出してください。

5.2 申請方法

支援申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、公益財団法人東京都環境公社に提出してください。

5.3 申請の制限

- 同一年度において、各人につき1つの講習会のみ申請可能です。
- 当該年度の3月31日までに実施される検定が対象となります。

6. 申請に必要な書類

6.1 必須書類

以下の書類をすべて提出してください

書類名	備考
① 支援申請書（第1号様式）	所定の様式を使用
② 在職証明書又は学生証の写し	支援対象者であることを証明
③ 講習会の受講修了書の写し	講習会を修了したことを証明
④ 検定受検票の写し	受験番号の記載があるもの
⑤ 支援対象経費の支出を証する書類	領収書等の原本又は写し
⑥ その他公社が必要と認める書類	個別に指示がある場合

6.2 書類作成時の注意点

- すべての書類は鮮明に読み取れるものを提出してください
- 申請書は楷書で記入し、記入漏れがないよう確認してください
- 領収書等は、支払者名、支払日、支払金額が明確に記載されているものを提出してください

7. 申請から交付までの流れ

7.1 申請フロー

【STEP 1】講習会受講・検定受験



【STEP 2】申請書類の準備・提出（検定日前日まで）



【STEP 3】書類審査（公社による審査）



【STEP 4】検定結果発表（高圧ガス保安協会HP）



【STEP 5】合格確認・支援額決定



【STEP 6】支援決定兼支援額確定通知書の送付



【STEP 7】交付

7. 申請から交付までの流れ

7.2 審査・支援決定

- ・ 公社において申請書類の審査を行います。
- ・ 高圧ガス保安協会ホームページで検定合格者一覧を確認後、支援金額を決定します。
- ・ 支援決定者には「支援決定兼支援額確定通知書」を送付します。
※予算上限に達した場合は、検定に合格していても支援対象とならない場合がございます。
- ・ 対象外となった方には「支援不決定通知書」を送付します。

8. 注意事項

8.1 申請変更について

申請内容を変更する場合は、検定日の前日までに「支援変更申請書（第2号様式）」を提出し、承認を受けてください。

8.2 重複受給の禁止

支援決定を受けた支援対象経費について、国、地方公共団体、その他の団体等から同様の支援を受けることはできません。

8.3 支援決定の取消し

以下の場合、支援決定が取り消される場合があります

- 偽りその他の不正手段により支援を受け、又は受けようとした場合
- 要綱又は支援決定の条件に違反した場合
- その他支援が不適当と認められる場合

8. 注意事項

8.4 返還

支援決定の取消し事由に該当する場合は、支援額の全部又は一部の返還を求める場合があります。

8.5 個人情報の取扱い

申請に関して知り得た個人情報及び企業活動上の情報については、本業務に必要な範囲において東京都に提供する場合があります。法令又は条例に定められた場合を除き、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

9. よくある質問

Q1. 複数の資格を同時に申請できますか？

A1. 同一年度において、各人につき1つの講習会のみ申請可能です。

Q2. 検定に不合格だった場合はどうなりますか？

A2. 検定に合格することが支援決定の条件となっているため、不合格の場合は支援不決定となります。

Q3. 申請書類に不備があった場合はどうなりますか？

A3. 書類に不備がある場合は、公社から連絡いたします。検定日前日までに修正・再提出をお願いします。

Q4. 支援金はいつ頃交付されますか？

A4. 検定結果発表後、合格確認ができ次第、支援決定通知書を送付し、支援金を交付いたします。

Q5. 他の補助金と併用できますか？

A5. 同様の補助金、支援金等との重複受給はできません。

10. お問い合わせ先・書類提出先

公益財団法人東京都環境公社 総務部総務課プロモーション推進室

- ▶ 電話：03-3644-2166 E-mail：suisui_support★tokyokankyo.jp

※★を@に変換してください

- ▶ 受付時間：平日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

※この手引きは令和7年度版です。制度内容は変更される場合がありますので、最新の情報は
[すいすいサポート | 水素情報館 東京スイソミル 企業・事業者の方へ](#)でご確認ください。